

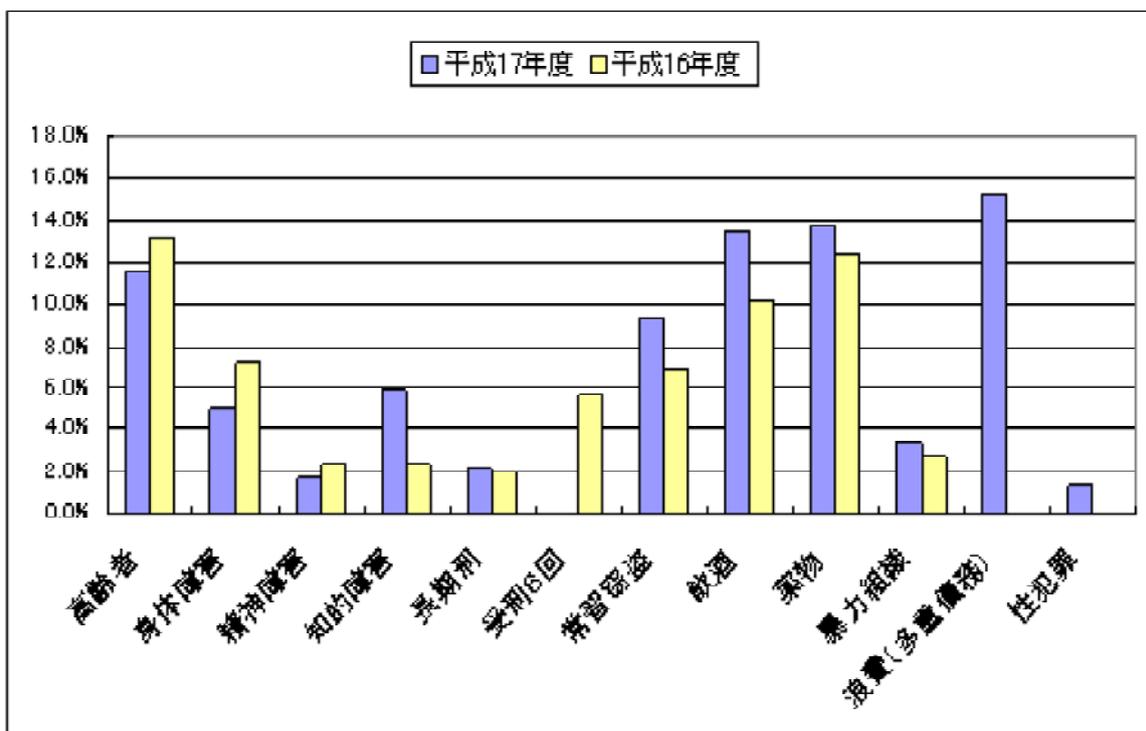
# 更生保護施設における高齢者等の在所状況及び処遇状況について

法務省保護局

## 1 更生保護施設における高齢者等の在所状況について

(調査の概要)

平成16年5月末日現在で更生保護施設に入所していた者(1,586人)、及び、平成17年4月中に更生保護施設を退所した者(562人)を対象とし、被保護者が有する問題性についてそれぞれ調査したもの(調査項目は同一ではない。)



## 2 更生保護施設において福祉的対応を要した人に関する処遇状況について

### (1) 更生保護施設Oのケース

(退所時年齢68歳・委託保護日数100日)

(概要) 高齢のためか足腰が弱っていて、正常の起居にも難儀していた。通院等にも職員が病院まで送迎し、買い物等の外出も付き添いが必要であった。稼働は全くできず、所持金もないため、日用品の購入にも苦慮していた。

退所に当たっても、生活保護の条件下での部屋探しに職員が手助けをしたほか、生活保護の手続は職員が代行した。

(結果) 生活扶助及び医療扶助を受給の上、下宿先に退所した。

### (2) 更生保護施設Gのケース

(退所時年齢59歳・委託保護日数19日)

(概要) 入所中に心臓病の発作が起こり、即病院に入院し治療を受けた後、再びG施設に入所した。退院はしたものの、歩いたり布団を動かしただけでも心臓が痛いと訴え、風呂は怖くて入れないという。職員は、いつ発作が起きるか予測できないので心配りが大変であった。

(結果) 本人の子供に連絡し調整。子供の協力が得られ、再入院し手術を受けた。退所先はアパート。子供が保証人となり、生活扶助及び医療扶助を受けての生活となった。

### (3) 更生保護施設Mのケース

(退所時年齢66歳・委託保護日数26日)

(概要) 刑務所在り中に糖尿病が悪化し、視力障害2級認定を受けた。刑務所を満期釈放となったが、直接福祉施設への入所ができず、福祉との調整を終えるまでの間、更生緊急保護の措置によりM施設に入所した。日常生活全般に支障を来たし職員の介護を要した上、福祉の窓口が市と県にまたがり、担当者間の調整時間がかかった。

(結果) 保護施設へ入所した。

### (4) 更生保護施設Hのケース

(退所時年齢34歳・委託保護日数183日)

(概要) 就労意欲を有するものの、知的能力が低いいため協力雇用主を活用しても継続雇用に至らず、不就労状態が長期に及んだ。職業安定所での求職も試みたが、療育手帳が必要であるとして紹介すら得られなかった。療育手帳発給申請のため障害判定を受けようとしたが、判定を受ける人たちが多く、長時間の待機を強いられ、結果として、法定期間満了間際まで退所先の確保が難航した。

(結果) ようやく市内の知的障害者授産施設の引受けが可能となった。

### (5) 更生保護施設Tのケース

(入所時年齢64歳)

(概要) 事前の環境調整では、健康上特段の問題が認められなかったことから、T施設で本人を受け入れた。T施設に帰住当日、転倒により顔面を殴打し5針縫合した。また、外出時、道に迷いパトカーに送られて帰所したり、失禁したりした。その後、尿道バイパス手術を受けたほか、手術の数日後には、頭痛吐き気等の症状により、救急車で緊急入院となった。主治医の所見では、右腎臓摘出や尿管腫瘍の疑いがあるとのことであった。

(結果) 担当医・市福祉担当者・病院ケースワーカーと協議。T施設に再入所する見込みがないため、委託は解除となった。